

事件番号 令和5年（ワ）第316号

「感染症法違憲訴訟」国家賠償請求事件

原告 A

被告 国 ほか1名

5

文書送付嘱託申立書

岡山地方裁判所第1民事部1合I係 御中

10

令和5年（2023年）9月7日

〒

電話

F A X

15

原告

上記当事者間の頭書事件につき、原告は下記の通り文書送付嘱託の申立をする。

20 第1 文書の表示

1 原告が下記記載の文書の所持者において、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」とする。）を理由として傷病手当金ならびに付加金（以下「傷病手当金等」）の受給の申請をした際の原告の申請書類一式（添付資料含む）。

25 2 その他、下記記載の文書の所持者内部における新型コロナを理由とした原告に対する傷病手当金受給に関する一切の記録。

（いずれも、写しで差し支えない。電磁的記録の場合は、表示内容を印刷したもので差し支えない。今後、原告が代理人弁護士を選任した場合に限り、m i n t

s（民事裁判書類電子提出システム）による提出も差し支えない。）

第2 文書の所持者

〒

5

TEL

第3 証明すべき事実

10 1 原告（上記における被保険者番号 [REDACTED]）が新型コロナにより就業できなかったため、傷病手当金等を上記記載の文書の所持者より支払いを受けた事実

2 原告が新型コロナにより就業できなかった事実。なお、上記記載の文書の所持者に提出した傷病手当金等の受給の申請書類には、新型コロナを理由に就業できなかった月日が勤務先の証明を付した上で明記されている。

第4 送付の必要性等

20 本件は、原告が新型コロナ陽性となったことで、少なくとも、感染症法等の定めによって、少なくとも就業しないことについて協力を求められたことが違法・違憲である等として、国ならびに岡山県に対し、国家賠償法1条1項の定める所によって、就業できなかったこと等に関する損害の一部として、10円の支払いを求めている事案である。

加えて、新型コロナとされた者への、就業制限もしくは就業しないことについて協力を求めることが、日本国憲法に反するかどうかも争点に含まれる。

25 また、上記記載の文書の所持者からの [REDACTED]（甲第7号証の2）は、金額のみ記載であり、新型コロナが理由であると明記されていない。

そこで、公正な裁判を実現するためには、令和4年8月に原告が新型コロナで

就業できなかった際の状況を客観的に把握する必要があり、当時の原告の勤務で
できなかった日や傷病手当金等申請に至った理由が客観的に記載されている傷病手
当金等申請書類、上記記載の文書の所持者内部における原告への傷病手当金受給
記録等一切の記録の資料は有益である。